

## 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 第5期中期目標 新旧対照表(傍線部分は変更部分)

第5期中期目標 (変更後)	第5期中期目標 (現行)
<p style="text-align: center;">独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 第5期中期目標</p> <p style="text-align: center;">令和5年3月1日 最新改訂 <u>令和7年 月 日</u> 経済産業省</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 第5期中期目標</p> <p style="text-align: center;">令和5年3月1日 最新改訂 <u>令和6年8月19日</u> 経済産業省</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構第5期中期目標</p> <p><b>第1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;資源を取り巻く環境の変化と政策課題&gt;</p> <p>世界的な気候変動の潮流を受け、資源エネルギーを取り巻く環境は大きな変革期を迎えている。具体的には、<u>我が国民間企業の化石燃料に対する上流投資意欲が減退してダイベストメントが進んでいることに加え、カーボンニュートラル実現に向けてクリーンエネルギーへの投資にシフトしている状況。</u></p> <p>また、国際情勢の変化を踏まえて、資源やエネルギーを特定地域・国に依存することのリスクが改めて認識されるとともに、エネルギー安全保障を確立・堅持していくことの重要性が再確認されている。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構第5期中期目標</p> <p><b>第1 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;資源を取り巻く環境の変化と政策課題&gt;</p> <p>世界的な気候変動の潮流を受け、資源エネルギーを取り巻く環境は大きな変革期を迎えている。具体的には、<u>国内外を問わず民間企業の化石燃料に対する上流投資意欲が減退してダイベストメントが進んでいることに加え、カーボンニュートラル実現に向けてクリーンエネルギーへの投資にシフトしている状況。</u></p> <p>また、国際情勢の変化を踏まえて、資源やエネルギーを特定地域・国に依存することのリスクが改めて認識されるとともに、エネルギー安全保障を確立・堅持していくことの重要性が再確認されている。</p>

<p>資源エネルギー政策においては、引き続き、国際社会とも連携をしながら、低廉な資源エネルギーの安定的かつ持続可能な供給を確保していくと同時に、2050年カーボンニュートラルを目指した取組を実施していくことが求められている。</p> <p>&lt;環境変化を踏まえた法人の役割&gt;</p> <p>このように、資源エネルギーを取り巻く環境は、今後もますます複雑で不透明化していくことが予見されるため、JOGMECには、「エネルギー基本計画<sup>1</sup>」や「GX2040ビジョン<sup>2</sup>」をはじめとする国の方針に基づきながら、変容するエネルギー情勢に柔軟に対応すべく、自らが一歩前に出た積極的な支援・取組を期待する。</p> <p><sup>1</sup>直近は、令和7年2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画（以下、「第7次エネルギー基本計画」という。）</p> <p><sup>2</sup>直近は、令和7年2月18日に閣議決定されたGX2040ビジョン（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略改訂）（以下、「GX2040ビジョン」という。）</p> <p>（略）</p> <p>（別添：政策体系図）</p>	<p>資源エネルギー政策においては、引き続き、国際社会とも連携をしながら、低廉な資源エネルギーの安定的かつ持続可能な供給を確保していくと同時に、2050年カーボンニュートラルを目指した取組を実施していくことが求められている。</p> <p>&lt;環境変化を踏まえた法人の役割&gt;</p> <p>このように、資源エネルギーを取り巻く環境は、今後もますます複雑で不透明化していくことが予見されるため、JOGMECには、「エネルギー基本計画<sup>1</sup>」や「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略<sup>2</sup>」をはじめとする国の方針に基づきながら、変容するエネルギー情勢に柔軟に対応すべく、自らが一歩前に出た積極的な支援・取組を期待する。</p> <p><sup>1</sup>直近は、令和3年10月22日に閣議決定された第6次エネルギー基本計画（以下、「第6次エネルギー基本計画」という。）</p> <p><sup>2</sup>直近は、令和5年7月28日に閣議決定された脱炭素成長型経済構造移行推進戦略</p> <p>（略）</p> <p>（別添：政策体系図）</p>
<p><b>第2 中期目標の期間</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>第2 中期目標の期間</b></p> <p>（略）</p>
<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. エネルギー事業支援</b></p> <p><b>(1) 石油・天然ガス資源開発支援</b></p> <p>第7次エネルギー基本計画に基づく、「2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を50%以上、2040年に60%以上に引き上げることを目指す」という政府目標の実現をはじめ、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、JOGMECの石油・天</p>	<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. エネルギー事業支援</b></p> <p><b>(1) 石油・天然ガス資源開発支援</b></p> <p>第6次エネルギー基本計画に基づく、「2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を50%以上とする政府目標」の実現をはじめ、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、JOGMECの石油・天然ガス関連部門（備蓄を含む）は、部門内での協</p>

然ガス関連部門(備蓄を含む)は、部門内での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。

(略)

#### ① 資源確保への対応

2015年のパリ協定採択や、脱炭素化の機運の高まりを背景に、世界的に石油ガス開発投資が大きく不足する中、令和4年2月にロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界のエネルギー情勢は不安定な状況が続いている。こうした中、我が国のエネルギーセキュリティの確保とカーボンニュートラル化の同時達成に向けて、令和2年3月に経済産業省が策定した「新国際資源戦略」を踏まえ、石油・天然ガスのさらなる供給源の多角化や、今後拡大するアジア需要の取り込みに資する事業への我が国企業の参画等を後押しすべく、以下の取組を行う。

#### ア. リスクマネー供給

(略)

##### (ウ) 審査機能の強化

審査の実施にあたっては、各案件の諸リスク及び対応策を適切に評価する「リスクベースアプローチ」による意思決定をおこなう。また、内部人材育成に加え、投資等の経験を有する外部人材の採用等、探鉱事業の失敗事例の検証から得られる技術や事業性の評価に係る知見とノウハウの蓄積・共有、最先端の地質情報分析手法の獲得・導入等を通じて、審査機能を抜本的に強化する。的確な審査機能を実装することにより、探鉱成功率の向上を図りながら、より効率的・効果的な探鉱投資(探鉱段階におけるリスクマネー供給)を実施する。

##### (エ) 保有資産ポートフォリオの不断の見直し

調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。

(略)

#### ① 資源確保への対応

2015年のパリ協定採択や、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を契機とする脱炭素化の機運の高まりを背景に、世界的に石油ガス開発投資が大きく不足する中、令和4年2月にロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界のエネルギー情勢は不安定な状況が続いている。こうした中、我が国のエネルギーセキュリティの確保とカーボンニュートラル化の同時達成に向けて、令和2年3月に経済産業省が策定した「新国際資源戦略」を踏まえ、石油・天然ガスのさらなる供給源の多角化や、今後拡大するアジア需要の取り込みに資する事業への我が国企業の参画等を後押しすべく、以下の取組を行う。

#### ア. リスクマネー供給

(略)

##### (ウ) 審査機能の強化

審査の実施にあたっては、各案件の諸リスク及び対応策を適切に評価する「リスクベースアプローチ」による意思決定をおこなう。また、内部人材育成に加え、投資等の経験を有する外部人材の採用、探鉱事業の失敗事例の検証から得られる技術や事業性の評価に係る知見とノウハウの蓄積・共有、最先端の地質情報分析手法の獲得・導入等を通じて、審査機能を抜本的に強化する。的確な審査機能を実装することにより、探鉱成功率の向上を図りながら、より効率的・効果的な探鉱投資(探鉱段階におけるリスクマネー供給)を実施する。

##### (エ) 資産ポートフォリオの不断の見直し

保有資産ポートフォリオ全体で収益性と石油・天然ガスの安定供給を同時に確保する観点から、外部有識者及び管理部門の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

#### (オ) LNG 案件への一層の支援

ロシアのウクライナ侵略を受け、我が国が輸入する LNG が多大な影響を受けたことを踏まえ、今後も類似の事例の可能性を想定し、供給源の多角化に向けた LNG 案件への一層の支援に取り組み、安定供給に万全を期す。並行して、アジアにおける LNG のサプライチェーン構築や、厚みのある国際市場形成につながる LNG 受入施設案件に対する支援を行う。

(略)

## ② 海洋における資源の開発

第7次エネルギー基本計画及び令和5年度に改定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に定められたとおり、石油・天然ガス並びにメタンハイドレートを含む国内資源開発を引き続き推進することはエネルギーの安定供給にとって重要である。これまでの JOGMEC の取組により得られた知見を有効活用しつつ、以下の取組により、これらの加速化を図る。

### イ. メタンハイドレート資源開発

(略)

国の計画を踏まえて策定したフェーズ4実行計画に沿って、長期陸上産出試験・有望濃集帯の抽出に向けた海洋調査等に取り組み、フェーズ4までの成果を踏まえた方向

資産ポートフォリオ全体で収益性と石油・天然ガスの安定供給を同時に確保する観点から、外部有識者及び管理部門の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

#### (オ) LNG 案件への一層の支援

ロシアのウクライナ侵略を受け、我が国が輸入する ロシア産 LNG が減少する可能性を想定し、供給源の多角化に向けた LNG 案件への一層の支援に取り組み、安定供給に万全を期す。並行して、アジアにおける LNG のサプライチェーン構築や、厚みのある国際市場形成につながる LNG 受入施設案件に対する支援を行う。

(略)

## ② 海洋における資源の開発

第6次エネルギー基本計画及び令和5年度に改定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に定められたとおり、石油・天然ガス並びにメタンハイドレートを含む国内資源開発を引き続き推進することはエネルギーの安定供給にとって重要である。これまでの JOGMEC の取組により得られた知見を有効活用しつつ、以下の取組により、これらの加速化を図る。

### イ. メタンハイドレート資源開発

(略)

国の計画を踏まえて策定したフェーズ4実行計画に沿って、長期陸上産出試験・有望濃集帯の抽出に向けた海洋調査等に取り組み、フェーズ4までの成果を踏まえた方向性

性の確認・見直しを行い、生産技術の確立に向けた課題の解決に計画的に取り組む。その際、民間企業・大学等の優れた知見を最大限取り込み、効果的・効率的に研究開発を進める。また、カーボンニュートラルの実現に向けた国の取組等も念頭に置き、残された課題を明らかにしつつ、目標の達成状況を点検しながら、着実かつ柔軟に研究開発を進める。

(略)

## ⑥ 緊急時対応

### ア. 特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

(略)

### イ. 緊急時燃料調達

「電気事業法(昭和39年法律第170号)第33条の3及び「ガス事業法(昭和29年法律第51号)第106条の2に基づき、経済産業大臣が要請した場合には、発電用燃料、若しくはガス製造用液化天然ガスを調達することを踏まえ、JOGMECにおいて調達を行うために必要な体制を整備する。

<定量指標>

#### 【指標1-1】

- 第5期中期目標期間末(2027年度末)において、JOGMEC支援による自主開発権益量を石油・天然ガス合わせて105万バレル/日規模に引き上げる。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績(令和3年度末実績):約98万バレル/日。)

の確認・見直しを行い、生産技術の確立に向けた課題の解決に計画的に取り組む。その際、民間企業・大学等の優れた知見を最大限取り込み、効果的・効率的に研究開発を進める。また、カーボンニュートラルの実現に向けた国の取組み等も念頭に置き、残された課題を明らかにしつつ、目標の達成状況を点検しながら、着実かつ柔軟に研究開発を進める。

(略)

## ⑥ 特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

(略)

(新設)

<定量指標>

#### 【指標1-1】

- 第5期中期目標期間末(2027年度末)において、JOGMEC支援による自主開発権益量を石油・天然ガス合わせて105万バレル/日規模に引き上げる。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績(令和3年度末実績):約98万バレル/日。)

【指標1-2】

- ・ 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第5期中期目標期間中に 40 件以上組成。(前中期目標期間実績:43 件見込)

【指標1-3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を 30 件組成する。(前中期目標期間実績:29 件見込)

<目標を上回る水準として考慮する事項>

- ① 国際情勢を踏まえた上で「供給源の多角化」に資する案件、国内開発案件、自主開発権益量の増加に大きく貢献することが期待される案件を、リスクマネー支援対象として採択した場合。(指標1-1関連)
- ② JOGMEC が実施する探鉱活動や技術支援、金融支援等でこれまで関与した案件が、次期事業段階移行や本邦企業の事業組成につながった場合。(指標1-1、1-2、1-3関連)
- ③ 具体的事業及び関連する取組について、関係国の公表資料に機構の貢献が明示された、あるいは国際会議や国内外メディアに取り上げられるなどの国際的なショーケースとして認知された場合。(指標1-1、1-2、1-3関連)
- ④ JOGMEC が実施した技術開発案件の次の取組段階(基礎研究、ラボ試験、実証試験、実用化等)への進展により課題解決や今後の事業推進に大きく貢献することが期待される場合や、技術支援及び技術・政策動向等の有用な情報提供等が、政府の制度改正等の重大な政策決定につながり、特筆すべきものとして客観的に認められる場合。(指標1-1、1-2、1-3関連)

<目標水準の考え方>

【指標1-2】

- ・ 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第5期中期目標期間中に 40 件以上組成。(前中期目標期間実績:43 件見込)

【指標1-3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を 30 件組成する。(前中期目標期間実績:29 件見込)

(新設)

<目標水準の考え方>

【指標1-1】

自主開発比率について、2030年50%以上の政府目標達成のためには、エネルギー基本計画の想定の下で、2030年時点で約182万バレル/日以上<sup>1</sup>の自主開発権益量に到達することが必要。

既存案件の生産見通し等に基づいて、権益更新や生産計画などが必ずしも全ては順調に行かないという現実的な想定を置いた上で、2030年時点の権益不足分を算出。2030年時点の権益不足分の半分をJOGMEC支援案件で確保すると想定した場合に、2027年度時点でJOGMEC支援が必要となる権益量を算出し、足下のJOGMEC支援による自主開発権益量(約98万バレル/日(2021年度末))と合わせ、105万バレル/日を目標として設定。当該数値目標は、仮に上記の想定通り権益不足分の残り半分も同様に民間企業単独で確保した場合には、エネルギー基本計画で求められる政府目標を前倒しで達成する可能性がある野心的な設定となっている。

【指標1-2】

資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じて我が国企業による権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、【指標1-1】の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間における実績と同水準を目指す。

【指標1-3】

我が国企業の操業現場での技術的な課題に対して、TRCの技術力を以て解決することは将来的に【指標1-1】の達成に寄与することから、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。

(略)

【指標1-1】

自主開発比率について、2030年50%以上の政府目標達成のためには、第6次エネルギー基本計画の想定の下で、2030年時点で約182万バレル/日以上<sup>1</sup>の自主開発権益量に到達することが必要。

既存案件の生産見通し等に基づいて、権益更新や生産計画などが必ずしも全ては順調に行かないという現実的な想定を置いた上で、2030年時点の権益不足分を算出。2030年時点の権益不足分の半分をJOGMEC支援案件で確保すると想定した場合に、2027年度時点でJOGMEC支援が必要となる権益量を算出し、足下のJOGMEC支援による自主開発権益量(約98万バレル/日(2021年度末))と合わせ、105万バレル/日を目標として設定。当該数値目標は、仮に上記の想定通り権益不足分の残り半分も同様に民間企業単独で確保した場合には、第6次エネルギー基本計画で求められる政府目標を2030年よりも前に達成する可能性がある野心的な設定となっている。

【指標1-2】

資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じて我が国企業による権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、【指標1-1】の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間における実績と同水準を目指す。

【指標1-3】

我が国企業の操業現場での技術的な課題に対して、TRCの技術力を以て解決することは将来的に【指標1-1】の達成に寄与することから、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。

(略)

## **(2)水素等・CCS 事業**

脱炭素燃料である水素等は、カーボンニュートラル達成に必要不可欠なエネルギー源であり、2025 年に閣議決定された第7次エネルギー基本計画でも、幅広い分野(鉄鋼、化学、モビリティ分野、産業熱、発電等)での活用が期待されるなど、2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、強靱な大規模サプライチェーンの構築と社会実装の加速化が求められている。第7次エネルギー基本計画では、水素の供給量を拡大し、2030 年に年間最大 300 万トンを目指すこととしている。また、CCS については、GX2040ビジョンにて、2050 年カーボンニュートラルを実現するための手段として位置付けられ、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に不可欠とされ、2024 年5月には二酸化炭素の貯留事業に関する法律(CCS 事業法)が成立している。国の「CCS 長期ロードマップ」を踏まえ、2030 年までの CCS 事業開始と年間貯留量 600 万トンの確保に資する案件への関与を目指し、「先進的 CCS 事業」などによる支援を行う。また、海外の支援措置や、先進的 CCS 事業で得た知見等を踏まえ、日本の CCS 関連事業の成長を目指す国の支援制度の検討を支援する。

2050 年のカーボンニュートラル実現に貢献するため、これまでの JOGMEC の知見を活用した以下の取組により、水素等や CCS 案件の早期事業化を図る。なお、リスクマネー支援を行う際には、他の事業と同様に、適切な審査を行うための体制を整備すると共に、案件の積み上げ状況をふまえつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制構築を行うこととする。

(略)

## **④ 技術開発・技術検証等**

JOGMEC が有する地下評価技術・施設技術の知見を CCS 事業へ適用するため、更なる技術開発・改良を行う。また、CCS 事業に活用可能な技術の獲得や、JOGMEC に

## **(2)水素等・CCS 事業**

脱炭素燃料である水素等は、カーボンニュートラル達成に必要不可欠なエネルギー源であり、2021 年に閣議決定された第6次エネルギー基本計画でも、2030 年の電源構成に初めて位置づけられるなど、2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、強靱な大規模サプライチェーンの構築と社会実装の加速化が求められている。また、CCS については、2023 年7月に閣議決定された脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にて、2050 年カーボンニュートラルを実現するための手段として位置付けられている。

特に、第6次エネルギー基本計画では、2030 年に水素の供給量を拡大し、年間最大 300 万トンを目指すこととしており、また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に定められた、2030 年 CCS 事業開始、2050 年のカーボンニュートラル実現に貢献するため、これまでの JOGMEC の知見を活用した以下の取組により、水素等や CCS 案件の早期事業化を図る。なお、リスクマネー支援を行う際には、他の事業と同様に、適切な審査を行うための体制を整備すると共に、案件の積み上げ状況をふまえつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制構築を行うこととする。

(略)

## **④ 技術開発・技術検証等**

JOGMEC が有する地下評価技術・施設技術の知見を CCS 事業へ適用するため、更なる技術開発・改良を行う。また、CCS 事業に活用可能な技術の獲得や、JOGMEC に

移管された貯留事業場におけるモニタリング等の管理業務に将来的に対応すべく、国内外の実フィールドでの実証試験を通して技術検証を行う。さらに、CCS 事業の適切な実施に資するよう、事業者の求めに応じ、CO2 の貯蔵や試掘の方法等の必要な情報提供等の協力を行う。

#### ⑤ 新たな資源外交の展開

(略)

さらに、海外には枯渇油ガス田など CO2 貯留に適した可能性が高い地域があるため、我が国の技術等も活用して、将来の貯留権確保を目指した相手国との協働調査等を実施する。

<定量指標>

##### 【指標1-2再掲】

- ・ 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第5期中期目標期間中に 40 件以上組成。(前中期目標期間実績:43 件見込)

##### 【指標1-3再掲】

- ・ 第5期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を 30 件組成する。(前中期目標期間実績:29 件見込)

##### 【指標1-4】

- ・ 第5期中期目標期間内に水素換算で累計 100 万トン/年(アンモニア換算で 600 万トン/年)のポテンシャルがある水素等案件に関与する。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

移管された貯留事業場におけるモニタリング等の管理業務に将来的に対応すべく、国内外の実フィールドでの実証試験を通して技術検証を行う。また、CCS 事業の適切な実施に資するよう、事業者の求めに応じ、CO2 の貯蔵や試掘の方法等の必要な情報提供等の協力を行う。

#### ⑤ 新たな資源外交の展開

(略)

(新設)

<定量指標>

##### 【指標1-2再掲】

- ・ 重点国を対象とした具体的事業および関連する取組について、第5期中期目標期間中に 40 件以上組成。(前中期目標期間実績:43 件見込)

##### 【指標1-3再掲】

- ・ 第5期中期目標期間中に、エネルギー安定供給、脱炭素に貢献する技術支援を 30 件組成する。(前中期目標期間実績:29 件見込)

##### 【指標1-4】

- ・ 第5期中期目標期間内に水素換算で累計 100 万トン/年(アンモニア換算で 600 万トン/年)のポテンシャルがある水素等案件に関与する。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

【指標1-5】

- ・ 第5期中期目標期間末(2027年度末)において、2030年までに CCS 事業の開始が見込まれ、年間貯留量 600 万トン以上の確保に資する CCS 案件に対して、事業性判断に資する調査・情報提供などを行うことにより関与する。(アウトカム指標) 【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

<目標を上回る水準として考慮する事項>

- ① JOGMEC の実施・支援する案件が、商業化に向けて次の取組段階(FS、FEED、FID 等)に進展した場合や民間企業の新規事業実施につながった場合。(指標1-2、1-3、1-4、1-5関連)
- ② JOGMEC が実施した技術開発案件の次の取組段階(基礎研究、ラボ試験、実証試験、実用化等)への進展や、技術検証により現場での実用性が確認され、我が国企業が参画する既存の石油ガス開発プロジェクトの脱炭素化や、水素等・CCS プロジェクトの高付加価値化に大きく貢献することが期待される場合。(指標1-2、1-3、1-4、1-5関連)
- ③ 機構が関与した事業で得た知見や国内外の技術・政策の情報をもとに、CCS 及び水素等の製造・貯蔵事業に係る国内外の制度設計等に主体的に関与するなど関連する制度設計や事業環境構築に大きく貢献した場合。(指標1-4、1-5関連)

<目標水準の考え方>

【指標1-2再掲】

資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じて我が国企業による権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、【指標1-1】の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間における実績と同水準を目指す。

【指標1-5】

- ・ 第5期中期目標期間末(2027年度末)において、2030年までに CCS 事業の開始が見込まれ、年間貯留量 600 万トン以上の確保に資する CCS 案件に対して、事業性判断に資する調査・情報提供などを行うことにより関与する。(アウトカム指標) 【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

(新設)

<目標水準の考え方>

【指標1-2再掲】

資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じて我が国企業による権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、【指標1-1】の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間における実績と同水準を目指す。

**【指標1-3再掲】**

上記の指標は、我が国企業の操業現場での技術的な課題に対して、TRC の技術力を以て解決することは将来的に【指標1-1】の達成に寄与することから、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。

**【指標1-4】**

水素の供給量を2030年に最大300万トン/年に拡大するために必要な不足分100万トン/年については、JOGMECによる支援のみならず、我が国企業や関係機関も含めて、総合的に達成を目指す目標である。一方で、黎明期ともいえる水素等事業分野では、JOGMECに求められる支援の役割も特に大きい。加えて、第5期中期目標期間末(2027年度末)は2030年以前であることから、水素等の需要創出状況が予測困難である。

このことから、当面は供給先を問わず水素等の生産量を増加させ、産業規模の拡大を図ることが重要であるため、水素換算で累計100万トン/年(アンモニア換算で600万トン/年)のポテンシャルがある水素等案件に関与すると設定した。

**【指標1-5】**

経済産業省では、2050年のカーボンニュートラルに向けて、今後CCSを推進するために取り組むべき課題を整理した「CCS長期ロードマップ」を2023年3月に策定。同ロードマップでは、2030年までの事業開始を目標として、事業者主導による「先進的CCS事業」を選定し、国による集中的な支援を通じて、2030年までに年間貯留量600~1,200万トンの確保に目途を付けることを目指しているが、これらはJOGMECによる支援のみならず、我が国企業や関係機関も含めて、総合的に達成する目標である。

一方で、黎明期ともいえるCCS事業分野ではJOGMECに求められる支援の役割も大きく、第5期中期目標期間末(2027年度末)の時点では、事業化以前の段階である事業化調査・事業性評価の支援を中心として、2030年までのCCS事業の開始と年

**【指標1-3再掲】**

上記の指標は、我が国企業の操業現場での技術的な課題に対して、TRC の技術力を以て解決することは将来的に【指標1-1】の達成に寄与することから、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。

**【指標1-4】**

水素の供給量を2030年に最大300万トン/年に拡大するために必要な不足分100万トン/年については、JOGMECによる支援のみならず、我が国企業や関係機関も含めて、総合的に達成を目指す目標である。一方で、黎明期ともいえる水素等事業分野では、JOGMECに求められる支援の役割も特に大きい。加えて、第5期中期目標期間末(2027年度末)は2030年以前であることから、水素等の需要創出状況が予測困難である。

このことから、当面は供給先を問わず水素等の生産量を増加させ、産業規模の拡大を図ることが重要であるため、水素換算で累計100万トン/年(アンモニア換算で600万トン/年)のポテンシャルがある水素等案件に関与すると設定した。

**【指標1-5】**

経済産業省では、2050年のカーボンニュートラルに向けて、今後CCSを推進するために取り組むべき課題を整理した「CCS長期ロードマップ」を2023年3月に策定。同ロードマップでは、2030年までの事業開始を目標として、事業者主導による「先進的CCS事業」を選定し、国による集中的な支援を通じて、2030年までに年間貯留量600~1,200万トンの確保に目途を付けることを目指しているが、これらはJOGMECによる支援のみならず、我が国企業や関係機関も含めて、総合的に達成する目標である。

一方で、黎明期ともいえるCCS事業分野ではJOGMECに求められる支援の役割も大きく、第5期中期目標期間末(2027年度末)の時点では、事業化以前の段階である事業化調査・事業性評価の支援を中心として、2030年までのCCS事業の開始と年

間貯留量 600 万トン以上の確保に資する CCS 案件に対して、関与することを目標水準として設定した。

<重要度・困難度の設定理由>

【指標1-4】

2050 年カーボンニュートラル達成のため、第7次エネルギー基本計画では、「水素の供給量を 2030 年に最大 300 万トン／年に拡大することを目指す」としており、ポテンシャルのある水素等案件へ関与することは重要度が高く、我が国のクリーンエネルギーの安定供給確保の観点からも重要。一方、水素社会実現を通じてカーボンニュートラルを達成するためには、水素等の供給コスト削減と多様な分野における需要創出を一体的に進める必要があり、また、アンモニアは既存の原料用市場価格の高騰を防ぎつつ安定的に必要な量を確保する必要があり、安定的かつ低廉なバリューチェーン構築の早期事業化支援は難易度が高い。

(略)

## 2. 再生可能エネルギー支援

第7次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーは主力電源化を徹底し最大限の導入を促すこととされており、同計画と同時期に策定した「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」では、施策強化等の効果が実現した場合の野心的な目標として、再生可能エネルギーの電源構成は4～5割程度を目指すこととしている。

このうち、地熱発電については、2040 年度に1～2%程度となる見通しとされている。また、洋上風力発電については、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札として位置づけられ、2030 年度までに 10GW、2040 年度までに 30～45GW の案件を形成することを目指すこととしている。これらの目標を達成するためには、JOGMEC は国の施策と

間貯留量 600 万トン以上の確保に資する CCS 案件に対して、関与することを目標水準として設定した。

<重要度・困難度の設定理由>

【指標1-4】

2050 年カーボンニュートラル達成のため、第6次エネルギー基本計画では、「水素の供給量を 2030 年に最大 300 万トン／年に拡大することを目指す」としており、ポテンシャルのある水素等案件へ関与することは重要度が高く、我が国のクリーンエネルギーの安定供給確保の観点からも重要。一方、水素社会実現を通じてカーボンニュートラルを達成するためには、水素等の供給コスト削減と多様な分野における需要創出を一体的に進める必要があり、また、アンモニアは既存の原料用市場価格の高騰を防ぎつつ安定的に必要な量を確保する必要があり、安定的かつ低廉なバリューチェーン構築の早期事業化支援は難易度が高い。

(略)

## 2. 再生可能エネルギー支援

第6次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーは主力電源化を徹底し最大限の導入を促すこととされており、同計画と同時に策定した「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」では、施策強化等の効果が実現した場合の野心的な目標として、再生可能エネルギーの電源構成は 36～38%程度を目指すこととしている。

このうち、地熱については安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源として、地熱発電の導入量を現状の約 60 万 kW から、2030 年度までに 148 万 kW まで増やすことを目標としている。

また、洋上風力発電については、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とし

協調しつつ第5期中期目標期間において、次に掲げる取組を総動員し、再生可能エネルギー支援を加速化する必要がある。

### (1)地熱資源開発支援

#### ① 資源確保への対応

民間企業による地熱資源開発の大きな課題である初期調査のリスクを低減するため、地熱ポテンシャル調査を行い、有望地域を抽出するとともに、得られた調査データを企業へ広く提供する。さらに、2040年度に向けて、より一層地熱開発の加速化を図るため、特に地熱資源の8割が賦存する自然公園内の地熱ポテンシャル有望地域を中心に、経済産業省が選定した複数の地域において「地熱フロンティアプロジェクト」を実施し、政府の全面的支援の下で JOGMEC 自らが地熱資源の調査(噴気試験を含む)を行うこと等により、未評価の有望地における民間企業の開発を促すこととする。

また、企業の地熱資源開発を資金的側面から支援するため、助成金制度を通じて積極的に案件支援を行うとともに、自然公園内での地熱資源開発の促進を図るべく助成金制度の運用見直しを進め、より効果的な支援を行うものとする。更に助成金制度等によって支援した調査案件について、探査・開発段階への移行を促進するため、探査出資・開発債務保証制度の推進を継続するとともに、的確かつ事業ニーズに沿った支援を進めることにより、地熱資源開発事業の進捗を後押しする。

て、導入量を現状の約1万 kW から、2030年度までに約570万 kW まで増やすことが想定されているとともに、2020年12月に洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会が「洋上風力産業ビジョン(第1次)」で案件形成量として示した、2030年1,000万 kW、2040年3,000~4,500万 kW の目標も第6次エネルギー基本計画で引用されている。

これらの目標を達成するためには、JOGMEC は国の施策と協調しつつ第5期中期目標期間において、次に掲げる取組を総動員し、再生可能エネルギー支援を加速化する必要がある。

### (1)地熱資源開発支援

#### ① 資源確保への対応

民間企業による地熱資源開発の大きな課題である初期調査のリスクを低減するため、地熱ポテンシャル調査を行い、有望地域を抽出するとともに、得られた調査データを企業へ広く提供する。なお、第5期中期目標の開始(2023年度)から2030年度までには8年間の猶予しか残されていないところ、エネルギーミックスの目標達成に向けて運転開始までのリードタイムを見込んだ取組も重要であり、地熱ポテンシャル調査の結果をできるだけ早期に公表すること等により、民間企業の開発を促すこととする。また、地熱ポテンシャル調査は、2030年度のエネルギーミックス達成のみならず、2050年カーボンニュートラルに向けた取組としても重要なものであり、第5期中期目標期間の後期においても調査案件の創出に努めることとする。

また、企業の地熱資源開発を資金的側面から支援するため、助成金制度を通じて積極的に案件支援を行うとともに、自然公園内での地熱資源開発の促進を図るべく助成金制度の運用見直しを検討し、より効果的な支援を行うものとする。更に助成金制度等によって支援した調査案件について、探査・開発段階への移行を促進するため、探査出資・開発債務保証制度の推進を継続するとともに、的確かつ事業ニーズに沿った支援を進めることにより、地熱資源開発事業の進捗を後押しする。

加えて、大型案件の開発促進や我が国の地熱開発を中長期的に拡げていくためには、EGS（地熱増産システム）など国内外で近年注目されつつある新技術等の実証・普及促進や我が国では十分活用されていない海外の探査、掘削等の技術・ノウハウの積極導入を図ることが効果的である。このため、民間企業の技術課題解決のための新たな支援の創設並びに技術開発成果(PDC ビット、DAS-VSP 調査技術など)の現場適用及び新技術等の普及促進を図るとともに、海外地熱資源調査や海外地熱探査出資を通じて獲得する技術・ノウハウを民間企業等に積極的に普及し、国内地熱開発の促進を図る。

さらに、地熱ポテンシャル大幅拡大につながることを期待される次世代地熱発電技術の国内事業化に向けて、経済産業省が設立する次世代型地熱推進官民協議会の運営及び民間企業による次世代地熱発電技術の実用化支援を行う。

(略)

### ③ 情報収集・提供

「地熱発電の日(10月8日)」を契機として、国や業界団体等と連携した地熱シンポジウムの開催、モデル地区の活用など、全国規模で地熱資源開発に対する理解促進活動を行う。特に、今後の有望地域である国立・国定公園内の住民などに対して、重点的に理解促進を図る。また、地域での合意形成における役割が高まりつつある地方公共団体への支援として、小規模発電調査や技術課題等への支援を継続する。更に、我が国の技術レベルの向上や、理解促進に関する取組事例の共有などを行うため、米国、ニュージーランド等の地熱先進国と情報交換を行い、その情報発信を進める。

<定量指標>

【指標2-1】

・ 2040年度に向けて、より一層地熱開発の加速化を図るため、第5期中期目標期間

加えて、大型案件の開発促進や我が国の地熱開発を中長期的に拡げていくためには、EGS（地熱増産システム）など国内外で近年注目されつつある新技術等の実証・普及促進や我が国では十分活用されていない海外の探査、掘削等の技術・ノウハウの積極導入を図ることが効果的である。このため、JOGMECの既存支援の要件等を見直すこと等により技術開発成果(PDCビット、DAS-VSP調査技術など)の現場適用及び新技術等の普及促進を図るとともに、海外地熱資源調査や海外地熱探査出資を通じて獲得する技術・ノウハウを民間企業等に積極的に普及し、国内地熱開発の促進を図る。

(新設)

(略)

### ③ 情報収集・提供

「地熱発電の日(10月8日)」を契機として、国や業界団体等と連携した地熱シンポジウムの開催、モデル地区の活用など、全国規模で地熱資源開発に対する理解促進活動を行う。特に、今後の有望地域である国立・国定公園内の住民などに対して、重点的に理解促進を図る。また、地域での合意形成における役割が高まりつつある地方公共団体への技術面での支援を継続する。更に、我が国の技術レベルの向上や、理解促進に関する取組事例の共有などを行うため、ニュージーランド等の地熱先進国と情報交換を行い、その情報発信を進める。

<定量指標>

【指標2-1】

・ 2030年度のエネルギーミックスで掲げた地熱発電の比率1%という野心的な目標

内に、JOGMEC による支援が必要である、地熱資源量 106 万 kW(2030 年度の電源構成比1%相当)以上の更なる積上げを目指して案件の発掘・開発支援を行う。

(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

※【指標2-1】の 106 万 kW 以上について、前中期目標期間に支援した案件のうち、支援を継続する案件(70 万 kW 程度)をベースとし、JOGMEC の各種支援ツールを活用して新たに 36 万 kW 以上の発掘・開発支援を行うことで【指標2-1】の達成を見込む。

#### 【指標2-2】

- ・ 第5期中期目標期間内に、新技術を活用した案件(次世代型地熱発電技術を含む)及び海外地熱への出資案件等の新たな取組への支援の合計で 12件以上、また、第三者委員会を通じて審議・採択された地熱フロンティアプロジェクトを 10 件以上設定し、そのうち地熱フロンティアプロジェクトによる調査結果を踏まえた事業者譲渡案件の組成を1件以上の新たな取組を実施する。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

#### 【指標2-3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、地熱開発事業者の人材不足を解消するため、若手技術者や地熱関係者の人材育成を 240 名以上実施する。(前中期目標期間実績:367 名見込)

#### 【指標2-4】

- ・ 第5期中期目標期間中に、地熱理解促進に資する各種イベントや海外動向等の把握のための国際会議等に関する活動を 130 回以上実施する。(前中期目標期間実績:199 回見込(理解促進 142 回、国際会議参画 57 回))

達成に貢献するため、第5期中期目標期間内に、JOGMEC による支援が必要である、地熱資源量 106 万 kW を有する案件の発掘・開発支援を行う。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

※【指標2-1】の 106 万 kWについて、前中期目標期間に支援した案件のうち、支援を継続する案件(70 万 kW 程度)をベースとし、JOGMEC の各種支援ツールを活用して新たに 36 万 kW 程度の発掘・開発支援を行うことで【指標2-1】の達成を見込む。

#### 【指標2-2】

- ・ 第5期中期目標期間内に、新技術を活用した案件や海外地熱への出資案件等、新たな取組への支援を5件以上実施する。(前中期目標期間実績:なし)

#### 【指標2-3】

- ・ 第5期中期目標期間中に、地熱開発事業者の人材不足を解消するため、若手技術者や地熱関係者の人材育成を 240 名以上実施する。(前中期目標期間実績:367 名見込)

#### 【指標2-4】

- ・ 第5期中期目標期間中に、地熱理解促進に資する各種イベントや海外動向等の把握のための国際会議等に関する活動を 130 回以上実施する。(前中期目標期間実績:199 回見込(理解促進 142 回、国際会議参画 57 回))

<p>&lt;目標を上回る水準として考慮する事項&gt;</p> <p>① <u>JOGMEC の支援した案件およびフロンティアプロジェクト等を通じて、JOGMEC 自らが地熱資源量を調査した案件が、商業化に向けて次の取組段階(FS、FEED、FID など、あるいは地熱発電所の運転開始に至った場合等)に進展した場合。(指標2-1関連)</u></p> <p>② <u>JOGMEC が、地熱発電量の増進に寄与する新たな取組(新技術を活用した案件や海外地熱への出資案件等)や次世代型地熱発電の具体的なプロジェクトについて支援(クローズドループや EGS(Enhanced Geothermal Systems)や超臨界地熱の実用化に向けた国内実証等を想定)を実施したことで、新技術の現場実装や次世代型地熱発電の実証・実用化に向けて顕著な進展があった場合。(指標2-2関連)</u></p> <p>③ <u>地熱人材の育成加速化に向けて、従来よりも効果的なプログラムへの変更等を通じて、地熱研修に参加した若手技術者等が、これまでより早く技術者又は責任者として地熱開発事業に従事している場合。(指標2-3関連)</u></p> <p>④ <u>JOGMEC が開催した理解促進に資するイベントにより、地熱資源開発に関する国民への理解が進み、さらには、地元における地域地熱開発事業への合意形成に JOGMEC が貢献したことが明らかである場合(指標2-4関連)</u></p> <p>⑤ <u>地熱における国際関係について、海外動向等に関する報告書等の作成により経済産業省の政策企画立案における検討材料として活用されたり、国際学会や海外の研究機関等での論文・研究発表等を通じて、我が国の国際的プレゼンス向上や国際ネットワーク形成に大きく寄与したと判断できる場合。(指標2-4関連)</u></p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; 【指標2-1】【指標2-2】</p>	<p>(新設)</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; 【指標2-1】【指標2-2】</p>
--	--

2030 年度のエネルギーミックスの目標達成のためには、既導入量約 64 万 kW(導入済み及び導入見込みの高い案件の合計)に加え、2030 年度までに更に約 84 万 kW 増加させる必要があり、JOGMEC による更なるコミットが重要となる。このため第 5 期においては、2030 年度のエネルギーミックスの策定時に使用した開発成功係数(0.59)、及び 2012 年以降に運転開始の発電所に対する JOGMEC 支援の関与係数(0.74)を用い、2030 年度のエネルギーミックスの目標達成のために、今後 JOGMEC による案件発掘・開発支援が必要な地熱資源量(106 万 kW)を算出し、【指標 2-1】として設定した。

なお、地熱開発は、地熱開発事業者による経済性評価、系統連系確保、FIT(固定価格買取制度)認定等の事業化判断に必要な多様な要因を踏まえて最終的に達成されるものであり、地熱発電の導入量自体に JOGMEC として関与できるものではない。そのため、地熱開発事業者が事業化の判断に至るために必要かつ支援の大部分を占めることになる、調査段階、探査段階、開発段階の各段階での地熱資源量の確保を【指標 2-1】の対象とする。

地熱資源量の構成要素は、JOGMEC の各種支援ツール(地熱ポテンシャル調査、助成金事業、探査出資等)の活用により発掘及び支援した案件の地熱資源量とし、更に、JOGMEC が実施する技術開発事業成果の現場適用、海外調査・出資事業による技術・ノウハウの獲得に関しても、間接的に我が国における地熱資源量の確保に貢献するため地熱資源量の構成要素に含める。

また、2040 年以降も継続的に地熱の導入拡大を図るためには、案件の大型化や未活用資源の活用に資する技術的知見の導入を図ることが効果的と考え、新技術を活用した案件への支援や海外地熱への出資案件、並びに地熱フロンティアプロジェクトを通じた自然公園等の未評価有望地における開発促進に向けた各地域の事前ポテンシャル評価及びプロジェクト開始のための自治体交渉からなる予備調査、地熱ポテンシャルの大幅拡大につながることが期待される次世代型地熱発電技術の国内事業化に向

2030 年度のエネルギーミックスの目標達成のためには、既導入量約 64 万 kW(導入済み及び導入見込みの高い案件の合計)に加え、2030 年度までに更に約 84 万 kW 増加させる必要があり、JOGMEC による更なるコミットが重要となる。このため第 5 期においては、2030 年度のエネルギーミックスの策定時に使用した開発成功係数(0.59)、及び 2012 年以降に運転開始の発電所に対する JOGMEC 支援の関与係数(0.74)を用い、2030 年度のエネルギーミックスの目標達成のために、今後 JOGMEC による案件発掘・開発支援が必要な地熱資源量(106 万 kW)を算出し、【指標 2-1】として設定した。

なお、地熱開発は、地熱開発事業者による経済性評価、系統連系確保、FIT(固定価格買取制度)認定等の事業化判断に必要な多様な要因を踏まえて最終的に達成されるものであり、地熱発電の導入量自体に JOGMEC として関与できるものではない。そのため、地熱開発事業者が事業化の判断に至るために必要かつ支援の大部分を占めることになる、調査段階、探査段階、開発段階の各段階での地熱資源量の確保を【指標 2-1】の対象とする。

地熱資源量の構成要素は、JOGMEC の各種支援ツール(地熱ポテンシャル調査、助成金事業、探査出資等)の活用により発掘及び支援した案件の地熱資源量とし、更に、JOGMEC が実施する技術開発事業成果の現場適用、海外調査・出資事業による技術・ノウハウの獲得に関しても、間接的に我が国における地熱資源量の確保に貢献するため地熱資源量の構成要素に含める。

また、2030 年の目標達成をより確実にし、2030 年以降も継続的に地熱の導入拡大を図るためには、案件の大型化や未活用資源の活用に資する技術的知見の導入を図ることが効果的と考え、新技術を活用した案件への支援や海外地熱への出資案件等、新たな取組への支援に係る指標を新たに設定した。

けて、経済産業省が設立する次世代型地熱推進官民協議会の運営及び民間企業による次世代地熱発電技術の実用化支援等、新たな取組への支援に係る指標を新たに設定した。

**【指標2-3】**

地熱開発の導入拡大のためには地熱の専門知識を有する人材の育成が重要であることから、引き続き、研修やセミナー等の取組により、前中期目標期間で定めた目標以上(前期比 20%以上)の人材育成を行うこととする。

**【指標2-4】**

2030 年度のエネルギーミックスにおける目標を達成するために必要な地熱資源の確保に向けた取組や、効率的な技術開発の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間で定めた目標水準以上(前期比 20%以上)の達成を目標とする。特に、海外地熱支援や、革新的技術を用いた案件の支援を実施するためには、国際会議に出席し、より積極的に海外の動向・情報を収集することが重要である。

<重要度・困難度の設定理由>

**【指標2-1】【指標2-2】**

2030 年度のエネルギーミックスにおける目標の達成や、更にその先の 2050 年カーボンニュートラルの実現への貢献を果たすため、地熱開発案件の発掘及び開発の促進は、重要かつ優先度が高い。また、規制緩和や理解促進が進みつつあるものの、依然として自然公園・保安林等の規制対応やステークホルダーへの慎重かつ十分な配慮が必要であることから困難度は高い。

特に地熱フロンティアプロジェクトについては、それら諸条件のハードルが一層高く、

**【指標2-3】**

地熱開発の導入拡大のためには地熱の専門知識を有する人材の育成が重要であることから、引き続き、研修やセミナー等の取組により、前中期目標期間で定めた目標以上(前期比 20%以上)の人材育成を行うこととする。

**【指標2-4】**

2030 年度のエネルギーミックスにおける目標を達成するために必要な地熱資源の確保に向けた取組や、効率的な技術開発の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間で定めた目標水準以上(前期比 20%以上)の達成を目標とする。特に、海外地熱支援や、革新的技術を用いた案件の支援を実施するためには、国際会議に出席し、より積極的に海外の動向・情報を収集することが重要である。

<重要度・困難度の設定理由>

**【指標2-1】**

2030 年度のエネルギーミックスにおける目標の達成や、更にその先の 2050 年カーボンニュートラルの実現への貢献を果たすため、地熱開発案件の発掘及び開発の促進は、重要かつ優先度が高い。また、規制緩和や理解促進が進みつつあるものの、依然として自然公園・保安林等の規制対応やステークホルダーへの慎重かつ十分な配慮が必要であることから困難度は高い。

また、既存情報が乏しく成果獲得の不確実性も高いことから困難度が高い。

(略)

## (2)洋上風力事業

再生可能エネルギーの最大限導入を目指す中、洋上風力は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、導入を通じた経済波及効果が大きいことから、「再生可能エネルギー主力電源化の切り札」として推進していくことが政府方針として掲げられている。第7次エネルギー基本計画では、2030年までに 10GW、2040年までに 30～45GW の案件を形成することが政府目標として設定されている。

(略)

<定量指標>

### 【指標2-5】

- ・ 海外のセントラル方式の取組も参考にしつつ、調査業務を通じて得た知見を基に調査手法等に関する技術的検討・分析を行い、有識者の助言等を踏まえて、第5期中期目標期間中に5件以上の報告書を作成する。(前中期目標期間実績:なし)

<目標を上回る水準として考慮する事項>

JOGMEC が作成する洋上風力に関する報告書について、その内容の一部が以下のいずれかに該当する場合。(指標2-5関連)

- ① 今後の洋上風力に関する制度設計や予算要求等の政策企画立案において活用され、重要な政策決定に大きな影響を与えた場合。

(略)

## (2)洋上風力事業

再生可能エネルギーの最大限導入を目指す中、洋上風力は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、導入を通じた経済波及効果が大きいことから、「再生可能エネルギー主力電源化の切り札」として推進していくことが政府方針として掲げられている。2020年に策定された「洋上風力産業ビジョン(第1次)」では、2030年までに 1,000万kW、2040年までに 3,000万～4,500万kW の案件を形成することが政府目標として設定され、第6次エネルギー基本計画においても、この目標が反映されている。

(略)

<定量指標>

### 【指標2-5】

- ・ 海外のセントラル方式の取組も参考にしつつ、調査業務を通じて得た知見を基に調査手法等に関する技術的検討・分析を行い、有識者の助言等を踏まえて、第5期中期目標期間中に5件以上の報告書を作成する。(前中期目標期間実績:なし)

(新設)

- ② 調査を通じて得た知見を基に調査方法・評価手法等に関する実用的な提案、周知・共有等を行い、洋上風力に関する調査技術の向上に大きく寄与した場合。
- ③ 国際学会や海外の研究機関等での論文・研究発表等を通じて、洋上風力分野における我が国の国際的プレゼンス向上や国際ネットワーク形成に大きく寄与したと判断できる場合。
- ④ 発電事業者における事業計画の立案や設計に必要な情報を提供し、発電事業者選定から運転開始までの期間が短縮される形で公募占用計画の認定や工事着工につながる等、洋上風力の早期導入に明確な貢献があった場合。

<目標水準の考え方>

風況及び地質構造調査の成果や海外のセントラル方式の分析等を通じて、調査事業の改善や政策立案に資する報告書を作成することにより、調査活動で得た知見やノウハウの体系化を図る。また、これらの活動に加えて、洋上風力分野における企業や研究機関、海外の政府機関等とのネットワークを形成し、事業ニーズや技術動向を適時・適切に調査業務へと反映していくための情報収集が可能となる体制を確立する。

(略)

**3. 金属資源開発支援**

**(1) 金属資源開発支援**

DX、GX とそれに伴う電力需要増加のため、また日本企業の競争力を左右する蓄電池、モーター、半導体等の製造にあたり、銅、レアメタル等の重要鉱物の安定供給確保が課題となっている。このため、経済安全保障推進法による支援及びリスクマネー供給、資源国等との関係強化、地質構造調査等を通じた資源確保や、海洋資源開発、情報収集・提供等の取組をより一層強化・推進し、こうした取組を総動員し、官民連携した権益確保や、自給率向上、本邦への安定供給確保及びサプライチェーンの強靱化に貢

<目標水準の考え方>

風況及び地質構造調査の成果や海外のセントラル方式の分析等を通じて、調査事業の改善や政策立案に資する報告書を作成することにより、調査活動で得た知見やノウハウの体系化を図る。また、これらの活動に加えて、洋上風力分野における企業や研究機関、海外の政府機関等とのネットワークを形成し、事業ニーズや技術動向を適時・適切に調査業務へと反映していくための情報収集が可能となる体制を確立する。

(略)

**3. 金属資源開発支援**

**(1) 金属資源開発支援**

カーボンニュートラル実現に向けて需要の急激な増加が見込まれる、再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠なレアメタルや銅の安定供給確保が課題となっている。このため、経済安全保障推進法による支援及びリスクマネー供給、資源国等との関係強化、地質構造調査等を通じた資源確保や、海洋資源開発、情報収集・提供等の取組をより一層強化・推進し、こうした取組を総動員し、官民連携した権益確保や、自給率向上、本邦への安定供給確保及びサプライチェーンの強靱化に貢献す

献する。

(略)

### ① 資源確保への対応

#### (ア) 特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

JOGMEC は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、特定重要物資に指定された金属鉱産物(重要鉱物)について、経済産業大臣が策定した「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」に則り、安定供給確保に取り組む事業者に対し、安定供給確保支援業務を行う。

#### (イ) リスクマネー供給

電力需要の増加、製品製造のために急増が見込まれ、我が国にとって重要な鉱種に関する鉱山開発プロジェクトへの支援や、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に向けて、選鉱・製錬プロジェクトへの支援を行う。その際、技術リスクの評価に対する技術支援や金属資源技術研究所のインフラや知見を活用した支援とリスクマネー供給をシームレスに行うことで、新規資源確保につなげる。また、今後の企業ニーズの変化に応じて、必要な運用・制度の改善を行う。

また、外部有識者及び管理部門の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、資産ポートフォリオ全体で収益性や金属鉱物資源の安定供給確保を実現する観点から、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

(略)

る。

(略)

### ① 資源確保への対応

#### (ア) 特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

JOGMEC は経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき、特定重要物資に指定された金属鉱産物(重要鉱物)について、経済産業大臣が策定した安定供給確保取組方針に則り、安定供給確保に取り組む事業者に対し、安定供給確保支援業務を行う。

#### (イ) リスクマネー供給

カーボンニュートラル実現に向けて需要の急増が見込まれ、我が国にとって重要な鉱種に関する鉱山開発プロジェクトへの支援や、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に向けて、選鉱・製錬プロジェクトへの支援を行う。その際、技術リスクの評価に対する技術支援や金属資源技術研究所のインフラや知見を活用した支援とリスクマネー供給をシームレスに行うことで、新規資源確保につなげる。また、今後の企業ニーズの変化に応じて、必要な運用・制度の改善を行う。

また、外部有識者及び管理部門の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、資産ポートフォリオ全体で収益性や金属鉱物資源の安定供給確保を実現する観点から、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

(略)

### (エ)地質構造調査

JOGMEC は自ら又は我が国企業と協業し、レアメタルや銅、我が国企業が単独では進出しにくい地域を中心に継続的な資源探査を行う。また、将来の我が国企業への引継ぎを見据えた権益の保持も含め、適時適切に権益の引継ぎを行うことができるよう、不断に制度見直しや運用改善を行う。

(略)

#### <定量指標>

##### 【指標3-1】

- 第5期中期目標期間末において、経済安全保障推進法に基づく「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」に示した、2030年のレアメタル需要量確保の達成のため、レアメタル(リチウム、ニッケル、レアアース)について計10.7万トン/年以上の権益確保等(レアメタルについては、これまでにJOGMECが支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる2.5万トン/年も含む)を支援する。但し、本目標のうちリチウム、ニッケルについては、蓄電池150GWhの国内製造基盤の確立を目標として掲げる「蓄電池産業戦略」(2022年8月策定)を前提としており、その達成度は、同戦略の進捗も勘案した上で評価する。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

##### 【指標3-2】

- 第5期中期目標期間末において、第7次エネルギー基本計画に基づくベースメタル自給率目標達成のため、銅について4.0万トン/年以上の権益確保等を支援する。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

### (エ)地質構造調査

JOGMEC は自ら又は我が国企業と協業し、レアメタルや銅、我が国企業が単独では進出しにくい場所を中心に継続的な資源探査を行う。また、将来の我が国企業への引継ぎを見据えた権益の保持も含め、適時適切に権益の引継ぎを行うことができるよう、不断に制度見直しや運用改善を行う。

(略)

#### <定量指標>

##### 【指標3-1】

- 第5期中期目標期間末において、経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に示した、2030年のレアメタル需要量確保の達成のため、レアメタル(リチウム、ニッケル、レアアース)について計10.7万トン/年以上の権益確保等(レアメタルについては、これまでにJOGMECが支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる2.5万トン/年も含む)を支援する。但し、本目標のうちリチウム、ニッケルについては、蓄電池150GWhの国内製造基盤の確立を目標として掲げる「蓄電池産業戦略」(2022年8月策定)を前提としており、その達成度は、同戦略の進捗も勘案した上で評価する。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

##### 【指標3-2】

- 第5期中期目標期間末において、第6次エネルギー基本計画に基づくベースメタル自給率目標達成のため、銅について4.0万トン/年以上の権益確保等を支援する。(アウトカム指標)【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

<p>【指標3-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5期中期目標期間中に、資源国政府機関等との関係強化に資する事業を 55 件以上。(前中期目標期間実績:50 件見込)</li> </ul> <p>【指標3-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5期中期目標期間中に、我が国企業に対して、資源開発に資する情報を発信するセミナーを 25 回以上開催。(前中期目標期間実績:25 回見込)</li> </ul> <p>&lt;目標を上回る水準として考慮する事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>カーボンニュートラルの実現に不可欠な鉱種(レアメタルや銅)の探査案件が、無事民間企業へ引き継ぎを完了した場合。(指標3-1、3-2関連)</u></li> <li>② <u>各国の資源獲得競争(投資)が激化している中、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築につながるような案件について、民間企業による投資の実現に貢献した場合。(指標3-1、3-2、3-3、3-4関連)</u></li> <li>③ <u>鉱物資源国等と JOGMEC にてハイレベルでのバイ会談を実施し、会談の成果として関係強化を図る文書を作成するとともに、その後も継続して協働事業・支援の実施などを行い、日本の権益強化に資する関係強化を図った場合。(指標3-3関連)</u></li> <li>④ <u>JOGMEC が技術支援を行ったもの(JOGMEC 自らが開発し、企業に実施権を付与するものも含む)が実用化され、課題解決や今後の事業推進に大きく貢献することが期待される場合。(指標3-1、3-2、3-3関連)</u></li> </ol> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>【指標3-1】</p>	<p>【指標3-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5期中期目標期間中に、資源国政府機関等との関係強化に資する事業を 55 件以上。(前中期目標期間実績:50 件見込)</li> </ul> <p>【指標3-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5期中期目標期間中に、我が国企業に対して、資源開発に資する情報を発信するセミナーを 25 回以上開催。(前中期目標期間実績:25 回見込)</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>【指標3-1】</p>
--	---

・レアメタルについては、経済安全保障推進法に基づく「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」において、「2030年に蓄電池150GWhの国内製造基盤を確立」に必要な需要量として、リチウム約10万トン/年、ニッケル約9万トン/年、コバルト約2万トン/年、グラファイト約15万トン/年、マンガン約2万トン/年、「2030年時点で国内の永久磁石の供給」に必要な需要量として、レアアース(軽希土類(NdPr)約13,000トン/年、重希土類(DyTb)約1,200トン/年)の確保を2030年までに目指すことになっている。この2030年目標に対して、現時点で、JOGMECの支援がなくとも、2023年度から27年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である2027年度時点で新たに必要となる量を算出し、これまでにJOGMECが支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる量を加えるという考えに基づき算出。

※経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、【指標3-1】を定める6鉱種のうち、専らJOGMECのリソースを活用した権益確保等の取組によらなければ、目標の達成が困難であると現時点で想定されるリチウム、ニッケル、レアアースの3鉱種について目標を設定。(その他の鉱種については、副産物としての供給可能性や、需給や価格動向を踏まえた他用途からの転用・原材料の代替可能性を考慮し、現時点では必ずしも権益確保等が最適な支援手法であると限らないことから、【指標3-1】の対象から除外。)

#### 【指標3-2】

・ベースメタルについては、第7次エネルギー基本計画において、ベースメタルの自給率(2022年度は37.7%)について、2030年までに80%以上を目指すことになっている。この2030年目標に対して、現時点で、JOGMECの支援がなくとも、2023年度から27年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である2027年度時点で新たに必要となる量を算出し、リサイクルによる自給

・レアメタルについては、経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、「2030年に蓄電池150GWhの国内製造基盤を確立」に必要な需要量として、リチウム約10万トン/年、ニッケル約9万トン/年、コバルト約2万トン/年、グラファイト約15万トン/年、マンガン約2万トン/年、「2030年時点で国内の永久磁石の供給」に必要な需要量として、レアアース(軽希土類(NdPr)約13,000トン/年、重希土類(DyTb)約1,200トン/年)の確保を2030年までに目指すことになっている。この2030年目標に対して、現時点で、JOGMECの支援がなくとも、2023年度から27年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である2027年度時点で新たに必要となる量を算出し、これまでにJOGMECが支援してきた案件により引き続き権益確保等が見込まれる量を加えるという考えに基づき算出。

※経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針において、【指標3-1】を定める6鉱種のうち、専らJOGMECのリソースを活用した権益確保等の取組によらなければ、目標の達成が困難であると現時点で想定されるリチウム、ニッケル、レアアースの3鉱種について目標を設定。(その他の鉱種については、副産物としての供給可能性や、需給や価格動向を踏まえた他用途からの転用・原材料の代替可能性を考慮し、現時点では必ずしも権益確保等が最適な支援手法であると限らないことから、【指標3-1】の対象から除外。)

#### 【指標3-2】

・ベースメタルについては、第6次エネルギー基本計画において、ベースメタルの自給率(2018年度は50.1%)について、2030年までに80%以上を目指すことになっている。この2030年目標に対して、現時点で、JOGMECの支援がなくとも、2023年度から27年度までの間に権益獲得等が見込まれる量を差し引いた後、中期目標期間最終年度である2027年度時点で新たに必要となる量を算出し、リサイクルによる自給

率への貢献度(25%を想定)及びこれまでの権益確保等における JOGMEC の支援関与率(21%を想定)を勘案して算出。

※ベースメタル需要のうち、価格ベースで8割強を占める代表的鉱種である銅について目標を設定。

#### 【指標3-3】

・「経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に掲げるレアメタルの安定供給確保」や「ベースメタルの自給率向上」に貢献する資源国政府機関等との関係強化は重要である。このため、前期中期目標期間に資源国政府機関等との間で構築した協力枠組みをさらに発展させることや、従来の資源国とのバイラテラルのみならず、米豪加EUなど有志国との連携やマルチの枠組みでの協力など資源外交面での連携にも取り組むことを念頭に、前中期目標期間における実績を上回る水準を設定。

#### 【指標3-4】

・資源開発に資する情報発信セミナーを通じて、JOGMEC が収集した情報を能動的に発信することで、金属資源の安定供給確保に資する事業への我が国企業の参画等を後押しするものであり重要。このため、引き続き、前期中期目標期間における実績と同水準の指標を設定。

<重要度・困難度の設定理由>

#### 【指標3-1】【指標3-2】

経済安全保障推進法に基づく「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」や第7次エネルギー基本計画における自給率目標といった政府目標達成に向けた重要な要素であり、カーボンニュートラル実現に向けてレアメタルや銅の需要増加が見込まれ、世界中で権益等の獲得競争が激化している状況において、資源を重点的に配

率への貢献度(25%を想定)及びこれまでの権益確保等における JOGMEC の支援関与率(21%を想定)を勘案して算出。

※ベースメタル需要のうち、価格ベースで8割強を占める代表的鉱種である銅について目標を設定。

#### 【指標3-3】

・「経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針に掲げるレアメタルの安定供給確保」や「ベースメタルの自給率向上」に貢献する資源国政府機関等との関係強化は重要である。このため、前期中期目標期間に資源国政府機関等との間で構築した協力枠組みをさらに発展させることや、従来の資源国とのバイラテラルのみならず、米豪加EUなど有志国との連携やマルチの枠組みでの協力など資源外交面での連携にも取り組むことを念頭に、前中期目標期間における実績を上回る水準を設定。

#### 【指標3-4】

・資源開発に資する情報発信セミナーを通じて、JOGMEC が収集した情報を能動的に発信することで、金属資源の安定供給確保に資する事業への我が国企業の参画等を後押しするものであり重要。このため、引き続き、前期中期目標期間における実績と同水準の指標を設定。

<重要度・困難度の設定理由>

#### 【指標3-1】【指標3-2】

経済安全保障推進法に基づく「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」や第6次エネルギー基本計画における自給率目標といった政府目標達成に向けた重要な要素であり、カーボンニュートラル実現に向けてレアメタルや銅の需要増加が見込まれ、世界中で権益等の獲得競争が激化している状況において、資源を重点的に配

分して実施すべきものであるため。

(略)

<想定される外部要因>

【指標3-1】【指標3-2】の目標に影響する外部要因として、①経済安全保障推進法に基づく「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」や第7次エネルギー基本計画が改定された場合などの政府目標の状況変化、②企業の権益確保等に対する戦略・方針の変化、③資源国等における政情・経済不安の顕在化、④為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評価において考慮するものとする。

**(2)石炭資源開発支援**

2040年に石炭の自主開発比率を60%維持するとともに、一般炭の自主開発比率低下に伴う補完指標として一般炭複数年ターム契約比率を計測し、必要な施策を検討するとの政府目標(第7次エネルギー基本計画)の達成に向けて、以下の施策を実施する。

(略)

**② 資源国等との関係強化**

我が国への石炭の安定供給確保に資する主要産炭国等との関係強化に努め、供給源の多角化により、石炭の安定供給を図る。供給源の多角化に関して、我が国企業の将来的な参入可能性が見込まれる資源ポテンシャルのある新たな地域、あるいは新規調達先として可能性がある地域との協力を進める。

して実施すべきものであるため。

(略)

<想定される外部要因>

【指標3-1】【指標3-2】の目標に影響する外部要因として、①経済安全保障推進法に基づく重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針や第6次エネルギー基本計画が改定された場合などの政府目標の状況変化、②企業の権益確保等に対する戦略・方針の変化、③資源国等における政情・経済不安の顕在化、④為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対し、JOGMEC として臨機応変・適切に対応した場合には、評価において考慮するものとする。

**(2)石炭資源開発支援**

2030年に石炭の自主開発比率を60%維持とする政府目標(第6次エネルギー基本計画)の達成に向けて、以下の施策を実施する。

(略)

**② 資源国等との関係強化**

主要産炭国等との関係強化に努め、供給源の多角化により、石炭の安定供給を図る。特に我が国企業の将来的な参入可能性が見込まれる資源ポテンシャルのある新たな地域との協力を進める。

### ③ 情報収集・提供

石炭資源確保に資する産炭国の基礎的な情報や開発・インフラ関連情報、石炭の安定供給に関連した投資環境、その他、主要産炭国・消費国の石炭政策に関連した情報を経済産業省や我が国企業に積極的かつ適時に提供するとともに、情報提供の質の向上を図る。我が国企業への情報提供機能を発揮するため、昨今、大きく変化するコールフローや市場動向調査を実施し、積極的に情報を発信するとともに、石炭供給網の監視の強化に努める。また、石炭の探鉱・開発段階における技術的課題の解決に向けて、我が国企業に対して技術支援を行う。

<定量指標>

#### 【指標3-5】

- ・ 海外地質構造調査、リスクマネー供給等の成果により獲得された権益、引取権、販売権等、JOGMEC あるいは我が国企業が排他的に石炭を獲得できる程度の特定性と権利性が認められる数量(以下「引取権等」という。)として、第5期中期目標期間末において400万トンの積み増しを目指す。(前中期目標期間実績:300万トン見込)

#### 【指標3-6】

- ・ 主要産炭国等及び資源ポテンシャルのある新たな地域、あるいは新規調達先として可能性がある地域において、関係維持・構築を図る取組のほか必要に応じた資源外交活動を、令和7年度以降において毎年度5カ国・地域以上で行う。

<目標を上回る水準として考慮する事項>

- ① 「JOGMEC の取組により、引取権等が増加した案件であって、民間企業による優良

### ③ 情報収集・提供

石炭資源確保に資する産炭国の基礎的な情報や開発関連技術情報を政策当局や我が国企業に積極的かつ適時に提供するとともに、情報提供の質の向上を図る。我が国企業への情報提供機能を発揮するため、昨今、大きく変化するコールフローや市場動向調査を実施し、積極的に情報を発信するとともに、石炭供給網の監視に努める。また、石炭の探鉱・開発段階における技術的課題の解決に向けて、我が国企業に対して技術支援を行う。

<定量指標>

#### 【指標3-5】

- ・ 海外地質構造調査、リスクマネー供給等の成果により算定された潜在的な資源量(引取権等を含む)として、第5期中期目標期間末において 250万トンの積み増しを目指す。潜在的な資源量には、JOGMEC の石炭資源開発支援事業で取得した引取権、販売権、優先権等に由来する石炭量も含む。(前中期目標期間実績:300万トン見込)

(新設)

(新設)

案件(供給源の多角化や緊急時の燃料調達に寄与する案件を含む)への参画若しくは生産物の引取に至った場合、操業開始に向けて次の取組段階(FS、FEED、FID等)に進展した場合、JOGMEC の支援した技術等の現場導入やリスクマネー供給支援(技術的知見に基づく助言等を含む)により操業が安定化・効率化した場合、または、引取権等の獲得支援制度等の拡充が企画・立案のうえ導入された場合。(指標3-5関連)

- ② 主要産炭国及び調達源の多角化に寄与する国・地域との関係維持・構築のための活動を通じて、我が国企業が参画する石炭開発プロジェクトの進展、JOGMEC あるいは我が国企業が保有する引取権等の増加、我が国企業が直面する石炭関連のビジネス環境整備上の課題解決に向けた取組、または、経済産業省が実施する資源外交上の取組への貢献が認められ、我が国への石炭安定供給に資する大きな貢献が認められた場合。(指標3-6関連)

<目標水準の考え方>

**【指標3-5】**

- ・ 一般炭については比較的長期のターム契約による補完を考慮しつつ、石炭の自主開発比率 60%を維持に向けて、引取権等 400 万トンを JOGMEC が実施する海外地質構造調査、リスクマネー供給等の石炭資源開発支援事業で積み増すことを目指す。

**【指標3-6】**

- ・ 合計して我が国の輸入シェアの8割程度を占める主要産炭国等(豪州 QLD 州・NSW 州及びインドネシア)のビジネス環境整備による権益等の維持と、南アフリカ、米国、コロンビア等の潜在性を有する地域や新規調達国との協力関係構築に

<目標水準の考え方>

2030 年における石炭の自主開発比率 60%を維持するために、「2030 年におけるエネルギー需給の見通し(令和3年10月)」において2030年に見込まれる石炭輸入量と、我が国企業が権益を保有する炭鉱の予想生産量から、第5期中期目標期間に確保すべき資源量を算出。当該資源量(500万トン)の半分となる250万トンを JOGMEC が実施する海外地質構造調査、リスクマネー供給等の石炭資源開発支援事業で積み増すことを目指す。

(新設)

よる調達源の多角化、という資源外交上の2種類の目的を達成するために、令和7年度以降において毎年少なくとも5カ国・地域(QLD 州と NSW 州はそれぞれ1つの地域としてカウントする)との活動を実施する。

(略)

#### 4. 資源備蓄

##### (1)石油・石油ガスの備蓄

(略)

<定量指標>

###### 【指標4-1】

- ・ 緊急時を想定した放出シナリオに基づく緊急放出訓練を計画して、国家備蓄石油・石油ガスを備蓄する基地及び民間事業所にて実効性のある緊急放出訓練を第5期中期目標期間内にのべ25回以上実施。これらの訓練については外部評価において、十分に放出ができる体制を維持しているとの評価を得なければならない。(アウトカム指標)【石油・石油ガス】【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

###### 【指標4-2】

- ・ 我が国が輸入している原油の構成に近づけることを目的とした、国家備蓄石油の油種入替を第5期中期目標期間中に20回以上実施。【石油】(前中期目標期間実績:16回)

###### 【指標4-3】

(略)

#### 4. 資源備蓄

##### (1)石油・石油ガスの備蓄

(略)

<定量指標>

###### 【指標4-1】

- ・ 緊急時を想定した放出シナリオに基づく緊急放出訓練を計画して、国家備蓄石油・石油ガスを備蓄する基地及び民間事業所にて実効性のある緊急放出訓練を第5期中期目標期間内にのべ25回以上実施。これらの訓練については外部評価において、十分に放出ができる体制を維持しているとの評価を得なければならない。(アウトカム指標)【石油・石油ガス】【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:なし)

###### 【指標4-2】

- ・ 我が国が輸入している原油の構成に近づけることを目的とした、国家備蓄石油の油種入替を第5期中期目標期間中に20回以上実施。【石油】(前中期目標期間実績:16回)

###### 【指標4-3】

- 石油・石油ガス備蓄基地の放出優先度や基地の機動性等を総合的に勘案し策定する新たな中長期保全計画に基づき、安全性を確保して効率的な基地管理を実施する。この目的を達成するため、安全性、機動性、又は効率性の向上に資する改善を第5期中期目標期間内に10件以上実施する。【石油・石油ガス】(前中期目標期間実績:なし)

<目標を上回る水準として考慮する事項>

- ① JOGMECが主導で実施した「安全性、機動性、効率性の向上に資する取組」が、コスト低減や備蓄放出能力の増強に顕著に貢献し、他の国家備蓄基地の現場や民間企業においても広く活用されるようになった場合。(指標4-3関連)
- ② 石油備蓄目標の在り方が検討される中で、将来的な備蓄水準に基づく備蓄放出の実効性と予算の妥当性を証明できる、客観的なデータを算出し、国の備蓄政策に対する資料提供、提言が検討資料として活用され、重要な影響を与えた場合。(指標4-3関連)

<目標水準の考え方>

【指標4-1】

年間で実施可能な放出訓練数にも限界があることから、放出訓練の内容の質を高めていくことが重要である。このため、第4期中期目標期間中より難易度の高い「緊急時を想定した放出シナリオに基づく具体的な放出訓練計画を策定した上で放出訓練を実施する」という指標を設定している。

【指標4-2】

油種入替は、現在備蓄している国家備蓄石油を、国内に輸入している原油の構成や放出シナリオも踏まえて種類や基地等を選定した上で入替を行うが、入替時は備蓄し

- 石油・石油ガス備蓄基地の放出優先度や基地の機動性等を総合的に勘案し策定する新たな中長期保全計画に基づき、安全性を確保して効率的な基地管理を実施する。この目的を達成するため、安全性、機動性、又は効率性の向上に資する改善を第5期中期目標期間内に10件以上実施する。【石油・石油ガス】(前中期目標期間実績:なし)

(新設)

<目標水準の考え方>

【指標4-1】

年間で実施可能な放出訓練数にも限界があることから、放出訓練の内容の質を高めていくことが重要である。このため、第4期中期目標期間中より難易度の高い「緊急時を想定した放出シナリオに基づく具体的な放出訓練計画を策定した上で放出訓練を実施する」という指標を設定している。

【指標4-2】

油種入替は、現在備蓄している国家備蓄石油を、国内に輸入している原油の構成や放出シナリオも踏まえて種類や基地等を選定した上で入替を行うが、入替時は備蓄し

ている原油を売却した上で、別の原油を購入し、必要に応じて備蓄する基地等の配置変更も行う。このため、売却や購入は、一般競争入札により実施して半年程度の期間を要する。また、備蓄する基地等の配置変更は、原油の移送を伴うため時間と船舶等の費用を要することから、期間中に 20 回以上の油種入替を実施することを目標とする。

#### 【指標4-3】

老朽化等により国家石油・石油ガス備蓄基地の修繕費が増す一方で、緊急時に求められる放出体制を今後も確保出来るように、中長期的な視点に立った基地の管理及び修繕を行うことが必要である。このため、第 5 期中期目標期間より、修繕規模や放出体制に影響のある大型工事が同時期に重複することを回避する等の観点に加え、放出優先度や基地の機動性等を踏まえた中長期保全計画を策定する。その上で、中長期保全計画の策定後、基地毎の立地や設備の特色を踏まえ、具体的な効果が特に得られる改善項目を 10 件以上実施することを目標とする。

(略)

#### (2)金属鉱産物の備蓄

(略)

<定量指標>

#### 【指標4-4】

- 第5期中期目標期間を通じ、緊急時を想定した物資搬出訓練や安全管理上必要とされる訓練を年 3 回以上実施し、訓練を通じて改善点を見出し、機動的な放出体制等の整備・維持、強化を図る。(前中期目標期間実績:年平均 2.6 件見込)

ている原油を売却した上で、別の原油を購入し、必要に応じて備蓄する基地等の配置変更も行う。このため、売却や購入は、一般競争入札により実施して半年程度の期間を要する。また、備蓄する基地等の配置変更は、原油の移送を伴うため時間と船舶等の費用を要することから、期間中に 20 回以上の油種入替を実施することを目標とする。

#### 【指標4-3】

老朽化等により国家石油・石油ガス備蓄基地の修繕費が増す一方で、緊急時に求められる放出体制を今後も確保出来るように、中長期的な視点に立った基地の管理及び修繕を行うことが必要である。このため、第 5 期中期目標期間より、修繕規模や放出体制に影響のある大型工事が同時期に重複することを回避する等の観点に加え、放出優先度や基地の機動性等を踏まえた中長期保全計画を策定する。その上で、中長期保全計画の策定後、基地毎の立地や設備の特色を踏まえ、具体的な効果が特に得られる改善項目を 10 件以上実施することを目標とする。

(略)

#### (2)金属鉱産物の備蓄

(略)

<定量指標>

#### 【指標4-4】

- 第5期中期目標期間を通じ、緊急時を想定した物資搬出訓練や安全管理上必要とされる訓練を年 3 回以上実施し、訓練を通じて改善点を見出し、機動的な放出体制等の整備・維持、強化を図る。(前中期目標期間実績:年平均 2.6 件見込)

<目標を上回る水準として考慮する事項>

- ・ 備蓄目標日数との乖離が生じている場合に、その原因を分析・考察した上で、前例のない改善策を提案し、当該改善策の実践により大きな成果(備蓄目標日数との乖離を縮小)を上げた場合。(指標4-4関連)

<目標水準の考え方>

金属鉱産物の備蓄は、レアメタル等の短期的な供給途絶に備えることを目的としており、常に緊急放出に備えつつ、安全な操業も必要。このため、これらを確実に実行できる体制を維持、強化すべく、前中期目標期間中の実績を上回る水準を設定した。

(略)

**5. 鉱害防止支援**

**(1) 鉱害防止支援**

(略)

<定量指標>

**【指標5-1】**

- ・ 第5期中期目標期間を通じ、技術的支援に対する地方公共団体の満足度についての「総合評価」及び「個別の評価項目のうち重要なもの(成果物の質や助言の適切さ等に関するもの)」において、5段階評価の上位2つの評価をそれぞれ支援件数の8割以上から得る。【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:年平均125%見込)

**【指標5-2】**

(新設)

<目標水準の考え方>

金属鉱産物の備蓄は、レアメタル等の短期的な供給途絶に備えることを目的としており、常に緊急放出に備えつつ、安全な操業も必要。このため、これらを確実に実行できる体制を維持、強化すべく、前中期目標期間中の実績を上回る水準を設定した。

(略)

**5. 鉱害防止支援**

**(1) 鉱害防止支援**

(略)

<定量指標>

**【指標5-1】**

- ・ 第5期中期目標期間を通じ、技術的支援に対する地方公共団体の満足度についての「総合評価」及び「個別の評価項目のうち重要なもの(成果物の質や助言の適切さ等に関するもの)」において、5段階評価の上位2つの評価をそれぞれ支援件数の8割以上から得る。【重要度:高】【困難度:高】(前中期目標期間実績:年平均125%見込)

**【指標5-2】**

- ・ 第5期中期目標期間中に、地方公共団体、あるいは企業が維持管理を行う休廃止鉱山において、「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」の導入に向けた調査研究や技術開発を 15 件以上実施する。(前中期目標期間実績:なし)

<目標を上回る水準として考慮する事項>

- ① 機構の継続的・効果的な支援により、坑廃水の流出等による人的・経済的被害の防止や鉱害防止事業に係る新たな取組や技術開発を行い、大幅な費用削減や地方公共団体における鉱害防止事業の飛躍的な改善につながった場合。(指標5-1関連)
- ② JOGMEC が実施した、「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」等の調査研究や技術開発を踏まえて、導入検討の現場試験事例が増加することや、学会等での同技術の積極的な発信がなされる等、パッシブトリートメントが現場実導入に向けて進展した場合。(指標5-2関連)

<目標水準の考え方>

【指標5-1】

第6次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施は、実施主体である地方公共団体の取組が不可欠であり、その取組への技術的支援に対する満足度について支援の質向上に向けた不断の努力を促す観点から、総合評価に加えて個別の重要評価項目を設定し、それぞれで上位の評価を得ることとして設定。

【指標5-2】

前中期目標期間において、試験レベルにおける成果として積み上げられた「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」について、現場に対する実導入により坑廃水処理事業の効率化・費用低減化に資する段階へと移行しつつあるところ、新た

- ・ 第5期中期目標期間中に、地方公共団体、あるいは企業が維持管理を行う休廃止鉱山において、「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」の導入に向けた調査研究や技術開発を 15 件以上実施する。(前中期目標期間実績:なし)

(新設)

<目標水準の考え方>

【指標5-1】

第6次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施は、実施主体である地方公共団体の取組が不可欠であり、その取組への技術的支援に対する満足度について支援の質向上に向けた不断の努力を促す観点から、総合評価に加えて個別の重要評価項目を設定し、それぞれで上位の評価を得ることとして設定。

【指標5-2】

前中期目標期間において、試験レベルにおける成果として積み上げられた「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」について、現場に対する実導入により坑廃水処理事業の効率化・費用低減化に資する段階へと移行しつつあるところ、新た

<p>な評価指標として設定。</p> <p>(略)</p> <p><b>(2)石炭経過業務</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;定量指標&gt;</p> <p><b>【指標5-3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5期中期目標期間を通じ、25 件／年以上の鉱業施設等の危険因子の分析を進め、必要に応じて関係市町村等へ情報共有等を実施することにより、旧保有鉱区における石炭鉱害のリスク低減を図る。(前中期目標期間実績:約 25 件/年見込)</li> </ul> <p>&lt;目標を上回る水準として考慮する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>JOGMEC の調査により、リスクが高いと判断された鉱業施設等が存在する場合に、関係市町村等との協議等を行い、旧保有鉱区における石炭鉱害のリスク低減に必要な対応につながった場合。(指標5-3関連)</u></li> </ul> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>目標水準とした 25 件/年については、旧保有鉱区内における鉱業施設等のリスクに応じて定められた調査頻度を踏まえ設定した。</p> <p>なお、評価に際して、目標水準に達した場合には、関係市町村等への情報共有等を実施した結果を十分に考慮することが適切である。</p>	<p>な評価指標として設定。</p> <p>(略)</p> <p><b>(2)石炭経過業務</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;定量指標&gt;</p> <p><b>【指標5-3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第5期中期目標期間を通じ、25 件／年以上の鉱業施設等の危険因子の分析を進め、必要に応じて関係市町村等へ情報共有等を実施することにより、旧保有鉱区における石炭鉱害のリスク低減を図る。(前中期目標期間実績:約 25 件/年見込)</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>目標水準とした 25 件/年については、旧保有鉱区内における鉱業施設等のリスクに応じて定められた調査頻度を踏まえ設定した。</p> <p>なお、評価に際して、目標水準に達した場合には、関係市町村等への情報共有等を実施した結果を十分に考慮することが適切である。</p>
<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p>

### (1)機動的で柔軟な組織運営

- ・ 資源エネルギーの安定供給という使命を果たすべく、従来の取組に加えて、新たにサプライチェーン構築へ貢献していく。また、資源国・資源メジャーとのネットワークを最大限活用して情報収集・分析能力を強化し、それらを組織全体で共有することで、政策企画立案のシンクタンク機能を高め、経済産業省の政策実施を担う機関として、有機的な連携を加速する。
- ・ 資源エネルギーを取り巻く環境が激変している状況下において、我が国のエネルギーセキュリティ強化のため、これまで以上に社会のニーズを先取りした戦略的な事業支援を行う。
- ・ 業務運営の効率化・適正化に努めつつ、理事長のリーダーシップの下で、各部門が着実に成果を挙げられるよう PDCA を回し、堅確な目標進捗管理を行う。
- ・ 目標達成に向け、重要課題やスピードが求められる事案については、部門の枠を超えたプロジェクトチームの編成等により、機動的で柔軟な組織運営を行う。
- ・ トップが率先して定期的に国内・海外の関係企業経営層等との対話の機会を設け、我が国企業や資源国企業の戦略上の重要課題を把握することにより、支援体制の強化を図る。
- ・ 企業や資源国のニーズのうち、資源確保において重要だと判断されるニーズに対しては、組織一体となって取り組むため、部門を越えた一元的な対応や調整を行う体制の強化を図る。また、ニーズへの対応にあたっては、他機関との連携も検討の上、実施する。

(削除)

- ・ 各本部で展開している広報コンテンツを集約することで業務の効率化を図るとともに、組織の統一的なブランディング力を強化し、資源エネルギー開発全般に対す

### (1)機動的で柔軟な組織運営

- ・ 資源エネルギーの安定供給という使命を果たすべく、従来の取組に加えて、新たにサプライチェーン構築へ貢献していく。また、資源国・資源メジャーとのネットワークを最大限活用して情報収集・分析能力を強化し、それらを組織全体で共有することで、政策企画立案のシンクタンク機能を高め、資源・燃料部の域を超え、資源エネルギー庁の政策実施を担う機関として、有機的な連携を加速する。
- ・ 資源エネルギーを取り巻く環境が激変している状況下において、我が国のエネルギーセキュリティ強化のため、これまで以上に社会のニーズを先取りした戦略的な事業支援を行う。
- ・ 業務運営の効率化・適正化に努めつつ、理事長のリーダーシップの下で、各部門が着実に成果を挙げられるよう PDCA を回し、堅確な目標進捗管理を行う。
- ・ 目標達成に向け、重要課題やスピードが求められる事案については、部門の枠を超えたプロジェクトチームの編成等により、機動的で柔軟な組織運営を行う。
- ・ トップが率先して定期的に国内・海外の関係企業経営層等との対話の機会を設け、我が国企業や資源国企業の戦略上の重要課題を把握することにより、支援体制の強化を図る。
- ・ 企業や資源国のニーズのうち、資源確保において重要だと判断されるニーズに対しては、組織一体となって取り組むため、部門を越えた一元的な対応や調整を行う体制の強化を図る。また、ニーズへの対応にあたっては、他機関との連携も検討の上、実施する。
- ・ 緊急時において、経済産業大臣の要請に基づき、JOGMEC 自らが液化天然ガス又は燃料の調達を行うことが定められたことを踏まえ、対応チームの組成や関連規程の整備など必要な体制を構築する。
- ・ 各本部で展開している広報コンテンツを集約することで業務の効率化を図るとともに、組織の統一的なブランディング力を強化し、資源エネルギー開発全般に対す

<p>る国民の理解を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JOGMEC カーボンニュートラル・資源フォーラムをはじめとする各種セミナー等を活用して、プロジェクトに携わる実務者同士の議論を深めるとともに、ネットワーキングの機会を提供する。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>る国民の理解を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JOGMEC カーボンニュートラル・資源フォーラムをはじめとする各種セミナー等を活用して、プロジェクトに携わる実務者同士の議論を深めるとともに、ネットワーキングの機会を提供する。</li> </ul> <p>(略)</p>
<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>(略)</p>

## 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

### 経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、エネルギー・環境政策として、以下の施策の実施を求めている。

1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
2. 対外経済関係の円滑な発展
3. インノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
5. 産業保安・安全の確保
6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
7. 中小企業の発展

### エネルギー基本計画

- カーボンニュートラルへの円滑な移行と安定的な資源確保のための総合的な政策の推進
  - 2030年に石油・天然ガスの自主開発比率50%以上
  - 2030年に水素供給量を年間最大300万トン
  - 2030年に年間CO<sub>2</sub>貯蔵量400万～1,200万トンの確保に目途
  - 2030年にベースメタル自給率80%以上
  - 2040年に石炭の自主開発比率50%を維持
- 緊急時を想定した備蓄機能の向上
- 再生可能エネルギーの導入加速
  - 2040年までに供給量の置換構成比10%程度
  - 2030年までに100箇所の洋上風力発電の案件形成

### 安定供給確保取組方針／蓄電池産業戦略

- 国民の生存や、国民生活・経済活動に大きな影響のある物資の安定供給を確保
- 2030年に蓄電池150GWhの国内製造に必要なレアメタル

### 海洋基本計画／海洋エネルギー・鉱物資源開発計画

- メタンハイドレート、石油天然ガス、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の探査や開発、技術開発等の実施

### 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

- 金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業の計画的な実施

### エネルギー・金属鉱物資源機構の第5期中期目標期間の方向性

#### 1. エネルギー事業支援

- ・我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に向け、リスクマネー供給をはじめとするツールを総動員し、権益獲得に最優先で取り組む。【石油・天然ガス資源開発支援】
- ・将来的なリスクマネー支援も念頭に、技術支援等を通じた水素等やCCS案件の早期事業化を目指す。【水素等・CCS事業】

#### 2. 再生可能エネルギー支援

- ・各種支援ツールを最大限活用し、我が国地熱資源の開発の加速化を図る。【地熱資源開発支援】
- ・「日本版セントラル方式」の一環として、事業検討に必要な風況・地質構造調査を実施。【洋上風力事業】

#### 3. 金属資源開発支援

- ・レアメタルや銅の安定供給確保のため、新たな支援措置も含め政策資源を総動員し、自給率向上やサプライチェーンの強靱化に資する権益確保等に重点を置いた取組を実施。【金属資源開発支援】
- ・エネルギー安定供給確保に向けて、リスクマネー供給や海外地質構造調査等を継続実施。【石炭資源開発支援】

#### 4. 資源備蓄

- ・国家備蓄の安全管理と効率的な運営を両立するとともに、備蓄放出の機動的な向上と放出体制の維持・強化を図る。【石油・石油ガス等の備蓄】
- ・PDCAによる備蓄目標日数の達成・維持や、機動的な放出体制の維持・強化により、短期供給リスクに備える。【金属鉱産物の備蓄】

#### 5. 鉱害防止支援

- ・鉱害防止事業実施者等への技術的支援、パッシブトリートメント等を活用した坑産水処理事業の効率化・費用低減化の実施。【鉱害防止支援】
- ・旧保有鉱区管理業務及び貸付金償還業務の着実な実施。【石炭経過業務】

## 政策体系における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

### 経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、エネルギー・環境政策として、以下の施策の実施を求めている。

1. 経済構造改革の推進
2. 対外経済関係の円滑な発展
3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
5. 産業保安の確保
6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
7. 中小企業及び地域経済の発展

### エネルギー基本計画

- カーボンニュートラルへの円滑な移行と安定的な資源確保のための総合的な政策の推進
  - 2030年に石油・天然ガスの自主開発比率50%以上
  - 2030年に水素・アンモニア供給量を年間最大300万トン
  - 2030年にベースメタル自給率80%以上
- 緊急時を想定した備蓄機能の向上
- 再生可能エネルギーの導入加速
  - 2030年までに約150万kWの地熱発電の導入
  - 2030年までに1,000万kWの洋上風力発電の案件形成

### 安定供給確保取組方針／蓄電池産業戦略

- 国民の生存や、国民生活・経済活動に大きな影響のある物資の安定供給を確保
- 2030年に蓄電池150GWhの国内製造に必要なレアメタル

### 海洋基本計画／海洋エネルギー・鉱物資源開発計画

- メタンハイドレート、石油天然ガス、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の探査や開発、技術開発等の実施

### 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

- 金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業の計画的な実施

### エネルギー・金属鉱物資源機構の第5期中期目標期間の方向性

#### 1. エネルギー事業支援

- ・我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に向け、リスクマネー供給をはじめとするツールを総動員し、権益獲得に最優先で取り組む。【石油・天然ガス資源開発支援】
- ・将来的なリスクマネー支援も念頭に、技術支援等を通じた水素等やCCS案件の早期事業化を目指す。【水素等・CCS事業】

#### 2. 再生可能エネルギー支援

- ・各種支援ツールを最大限活用し、我が国地熱資源の開発の加速化を図る。【地熱資源開発支援】
- ・「日本版セントラル方式」の一環として、事業検討に必要な風況・地質構造調査を実施。【洋上風力事業】

#### 3. 金属資源開発支援

- ・レアメタルや銅の安定供給確保のため、新たな支援措置も含め政策資源を総動員し、自給率向上やサプライチェーンの強靱化に資する権益確保等に重点を置いた取組を実施。【金属資源開発支援】
- ・エネルギー安定供給確保に向けて、リスクマネー供給や海外地質構造調査等を継続実施。【石炭資源開発支援】

#### 4. 資源備蓄

- ・国家備蓄の安全管理と効率的な運営を両立するとともに、備蓄放出の機動的な向上と放出体制の維持・強化を図る。【石油・石油ガス等の備蓄】
- ・PDCAによる備蓄目標日数の達成・維持や、機動的な放出体制の維持・強化により、短期供給リスクに備える。【金属鉱産物の備蓄】

#### 5. 鉱害防止支援

- ・鉱害防止事業実施者等への技術的支援、パッシブトリートメント等を活用した坑産水処理事業の効率化・費用低減化の実施。【鉱害防止支援】
- ・旧保有鉱区管理業務及び貸付金償還業務の着実な実施。【石炭経過業務】

## エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の使命等と目標との関係

### （使命）

石油及び天然ガス等をはじめとするエネルギー資源や金属鉱物の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱産物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康保護や生活環境の保全等に寄与する。

### （現状・課題）

#### ◆強み

- ・地下資源評価・開発技術等の高い専門性
- ・クリーン水素・アンモニア・CCS等への先行的関与
- ・資源国との協力関係、政府・他独法等との連携
- ・多様な支援メニュー

#### ◆弱み・課題

- ・新技術の知識・経験不足
- ・化学・施設等技術の人材不足
- ・新領域における知名度・認知度の不足

### （環境変化）

- 世界的な気候変動の潮流を受け、我が国民間企業の化石燃料に対する上流投資意欲が減退してダイベストメントが進んでいることに加え、カーボンニュートラル実現に向けてクリーンエネルギーへの投資にシフト。
- 国際情勢の変化を踏まえて、資源やエネルギーを特定地域・国に依存することのリスクが改めて認識されるとともに、エネルギー安全保障を確立・堅持していくことの重要性が再確認されている状況。

### （中期目標）

- 資源を取り巻く環境変化を踏まえ、第5期中期目標では、エネルギーの安定的かつ持続可能な供給を確保していくと同時に、2050年カーボンニュートラルを目指した取組を加速させることを柱とする。
  - ◆ 第5期中期目標期間末において、JOGMEC支援による自主開発権益量を石油・天然ガス合わせて105万バレル/日規模に引き上げ
  - ◆ 第5期中期目標期間内に水素換算で累計100万トン/年のポテンシャルがある水素等案件に関与
  - ◆ 第5期中期目標期間末において、2030年までにCCS事業の開始が見込まれ、年間貯留量600万トン以上の確保に資するCCS案件に関与
  - ◆ 第5期中期目標期間内にJOGMECによる支援が必要である地熱資源量106万kW以上を有する案件の発掘・開発支援を行う
  - ◆ 第5期中期目標期間末において、石炭の引取権等400万トンの積み増しを目指す
- 経済安全保障推進法<sup>※</sup>に基づく特定重要物資（可燃性天然ガス、重要鉱物）の安定的な供給のための助成等の業務を実施。
  - ◆ 第5期中期目標期間末において、レアメタル（リチウム、ニッケル、レアアース）について計10.7万トン/年以上の権益確保等を支援

※経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）

## エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の使命等と目標との関係

### （使命）

石油及び天然ガス等をはじめとするエネルギー資源や金属鉱物の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱産物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康保護や生活環境の保全等に寄与する。

### （現状・課題）

#### ◆強み

- ・地下資源評価・開発技術等の高い専門性
- ・クリーン水素・アンモニア・CCS等への先行的関与
- ・資源国との協力関係、政府・他独法等との連携
- ・多様な支援メニュー

#### ◆弱み・課題

- ・新技術の知識・経験不足
- ・化学・施設等技術の人材不足
- ・新領域における知名度・認知度の不足

### （環境変化）

- 世界的な気候変動の潮流を受け、国内外を問わず民間企業の化石燃料に対する上流投資意欲が減退してダイベストメントが進んでいることに加え、カーボンニュートラル実現に向けてクリーンエネルギーへの投資にシフト。
- 国際情勢の変化を踏まえて、資源やエネルギーを特定地域・国に依存することのリスクが改めて認識されるとともに、エネルギー安全保障を確立・堅持していくことの重要性が再確認されている状況。

### （中期目標）

- 資源を取り巻く環境変化を踏まえ、第5期中期目標では、エネルギーの安定的かつ持続可能な供給を確保していくと同時に、2050年カーボンニュートラルを目指した取組を加速させることを柱とする。
  - ◆ 第5期中期目標期間末において、JOGMEC支援による自主開発権益量を石油・天然ガス合わせて105万バレル/日規模に引き上げ
  - ◆ 第5期中期目標期間内に水素換算で累計100万トン/年のポテンシャルがある水素等案件に関与
  - ◆ 第5期中期目標期間内にJOGMECによる支援が必要である地熱資源量106万kWを有する案件の発掘・開発支援を行う
- 新たに、経済安全保障推進法<sup>※</sup>に基づく特定重要物資（可燃性天然ガス、重要鉱物）の安定的な供給のための助成等の業務を実施。
  - ◆ 第5期中期目標期間末において、レアメタル（リチウム、ニッケル、レアアース）について計10.7万トン/年以上の権益確保等を支援

※経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）